

四 広島市西区観音新町四丁目

期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	別図4のとおり 広島市中区舟入南六丁目（別図4に示す部分に限る。）、江波西一丁目（別図4に示す部分に限る。）、江波西二丁目（別図4に示す部分に限る。）、江波栄町五番（別図4に示す部分に限る。）及び六番（別図4に示す部分に限る。） 広島市西区観音新町一丁目から四丁目まで、庚午中四丁目一番から五番まで、七番から一二番まで及び一四番から一九番まで、庚午南一丁目一番から四番まで、七番から九番まで、一八番から二一番まで、二四番から三二番まで及び三六番、庚午南二丁目一番から八番まで、一二番から二五番まで、二八番、三一番から三四番及び三八番から四一番まで、草津東一丁目四番及び一二番から一五番まで、商工センター一丁目一番（別図4に示す部分に限る。）、扇一丁目及び二丁目、草津港一丁目八番（別図4に示す部分に限る。）及び九番から一四番まで 一に掲げる点から四に掲げる点までを順次に結んだ線、四に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ河岸線、五に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線、六に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ河岸線、七に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線、八に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ河岸線及び海岸線、九に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線並びに一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線及び河岸線により囲まれた水域 一 北緯三十四度二十一分四十六秒、東経百三十二度二十三分五十秒の点 二 北緯三十四度二十一分四秒、東経百三十二度二十四分七秒の点 三 北緯三十四度二十分五十八秒、東経百三十二度二十四分五十八秒の点 四 北緯三十四度二十一分三十秒、東経百三十二度二十五分十九秒の点 五 北緯三十四度二十一分四十九秒、東経百三十二度二十五分三十一秒の点 六 北緯三十四度二十一分五十三秒、東経百三十二度二十五分三十四秒の点 七 北緯三十四度二十二分三十六秒、東経百三十二度二十六分零秒の点 八 北緯三十四度二十二分三十九秒、東経百三十二度二十五分五十二秒の点 九 北緯三十四度二十二分五十秒、東経百三十二度二十五分十八秒の点 十 北緯三十四度二十二分五十五秒、東経百三十二度二十五分八秒の点

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図4に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

# 広島市西区観音新町四丁目周辺

別図4



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。  
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

五 広島市西区古江東町

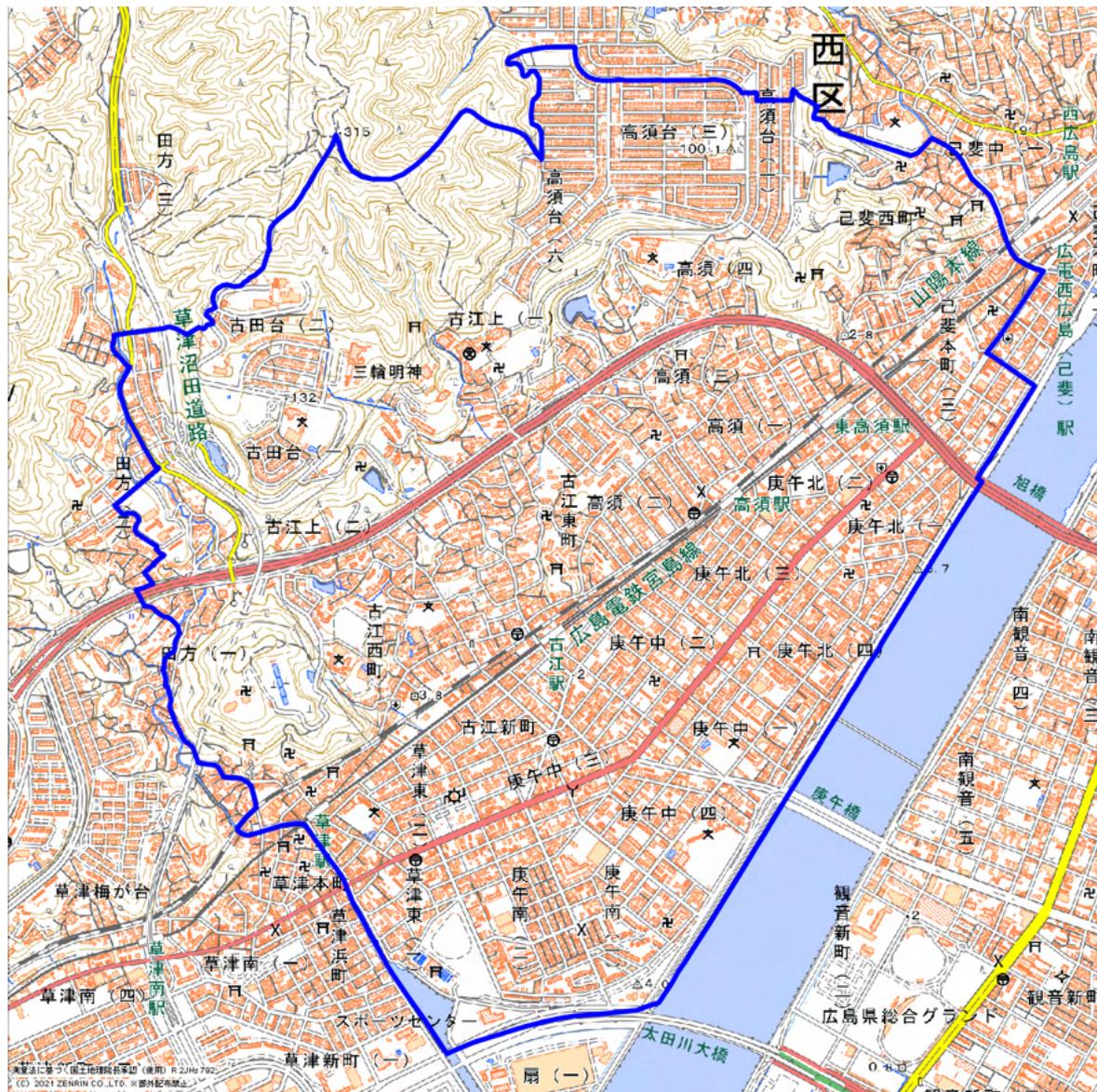
期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	<p>別図5のとおり</p> <p>広島市西区己斐本町二丁目一三番から二一番まで、己斐本町三丁目、己斐西町、田方一丁目（別図5に示す部分に限る。）、田方二丁目一番から一〇番及び二五番から三八番まで、古田台一丁目及び二丁目、古江上一丁目及び二丁目、古江東町、古江西町、古江新町、高須一丁目から四丁目まで、高須台一丁目から三丁目まで、五丁目及び六丁目、庚午北一丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午北二丁目及び三丁目、庚午北四丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午中一丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午中二丁目及び三丁目、庚午中四丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午南一丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午南二丁目、草津東一丁目から三丁目まで</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図5に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象地域は、なお従前の例による。

# 広島市西区古江東町周辺

別図5



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。  
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

対象地域を示す

六 呉市中央一丁目

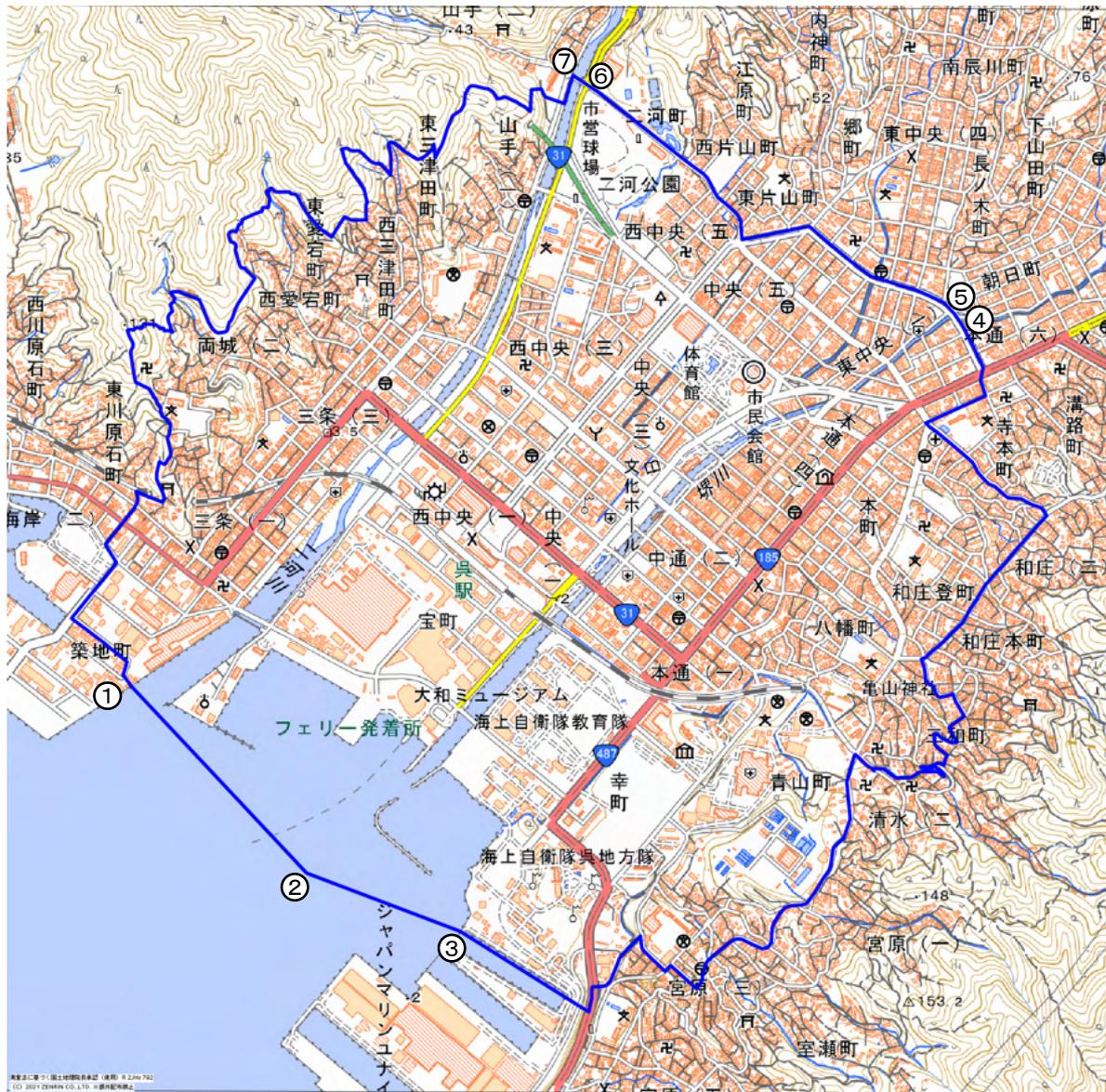
期間	対象地域
令和五年五月一八日から令和五年五月二二日まで	<p>別図6のとおり</p> <p>呉市海岸一丁目、幸町、三条一丁目から四丁目まで、三和町一番から四番まで、清水一丁目、昭和町一番（別図6に示す部分に限る。）、宝町、中央一丁目から六丁目まで、築地町一番及び二番、中通一丁目から四丁目まで、二河町一番、西愛宕町一番から一四番まで、西中央一丁目から五丁目まで、西三津田町一番から七番まで、東愛宕町一番から一三番まで、東中央一丁目、東三津田町一番から一〇番まで及び一三番、本町、本通一丁目から五丁目まで、八幡町、山手一丁目、両城一丁目、両城二丁目一番から七番まで、九番から一六番まで及び一八番から二三番まで、和庄一丁目、和庄登町、宮原二丁目一番から五番まで、宮原三丁目一番から六番まで、青山町</p> <p>一に掲げる点から三に掲げる点までを順次に結んだ線、三に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線及び河岸線、四に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線、五に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ河岸線及び海岸線、六に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線並びに一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線及び河岸線により囲まれた水域</p> <p>一 北緯三十四度四十分二十九秒、東経百三十二度三十二分五十一秒の点</p> <p>二 北緯三十四度四十分十三秒、東経百三十二度三十三分九秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十四分八秒、東経百三十二度三十三分二十六秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十五分二秒、東経百三十二度三十四分十九秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十五分二秒、東経百三十二度三十四分十八秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十五分二十二秒、東経百三十二度三十三分三十九秒の点</p> <p>七 北緯三十四度十五分二十三秒、東経百三十二度三十三分三十七秒の点</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図6に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

# 呉市中央一丁目周辺

別図6



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。  
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

七 廿日市市宮島口西一丁目

期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	<p>別図7のとおり</p> <p>廿日市市大野（別図7に示す部分に限る。）、宮島口一丁目から四丁目まで、宮島口東一丁目一番から九番まで、宮島口東二丁目一番、四番及び五番、宮島口西一丁目から三丁目まで、宮島口上一丁目及び二丁目、福面一丁目、対巖山一丁目から三丁目まで、深江一丁目から三丁目まで、前空一丁目及び二丁目、前空三丁目一番から三番、一六番及び一七番、前空四丁目から六丁目まで、物見東一丁目（別図7に示す部分に限る。）</p> <p>一に掲げる点から七に掲げる点までを順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p> <p>一 北緯三十四度十七分四十七秒、東経百三十二度十七分十三秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十七分四十七秒、東経百三十二度十七分四十七秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十七分四十五秒、東経百三十二度十八分五秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十八分零秒、東経百三十二度十八分二十八秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十八分三十三秒、東経百三十二度十八分四十六秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十八分五十六秒、東経百三十二度十八分三十六秒の点</p> <p>七 北緯三十四度十九分零秒、東経百三十二度十八分三十一秒の点</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図7に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

# 廿日市市宮島口西一丁目周辺

別図7



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。  
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す